

「石油コンビナート等防災体制検討会」開催要綱（案）

（目的）

第 1 条 石油コンビナートの総合的な防災体制に関する検討を行うため、「石油コンビナート等防災体制検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第 2 条 検討会は、石油コンビナート等防災体制の充実強化について、概ね次の事項について検討を行う。

（1） 石油コンビナート等防災本部の機能強化に資するための評価項目の検討

- ・ 関係機関の情報共有
- ・ 関係機関の連携体制
- ・ 住民等への情報伝達
- ・ 教育・訓練体制の充実

（2） その他

（検討会）

第 3 条 検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁特殊災害室長が委嘱する。

2 検討会に座長を置く。座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

5 検討会は原則公開・公表とする。なお、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

6 検討会には、必要に応じ分科会等を置くことができる。分科会等の委員は検討会の委員の中から座長が指名する。

7 分科会等に分科会長を置き、座長の指名する委員をもって充てる。

8 分科会等の運営に際しては第 4 項、第 5 項の規定を準用する。

9 検討会及び分科会等は、審議の必要に応じて外部の有識者等に意見を求めることができる。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

（庶務）

第 5 条 検討会の庶務は、消防庁特殊災害室が処理する。

2 第 3 条第 6 項に掲げる分科会等の庶務は、消防庁特殊災害室が処理する。

（補則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、分科会等の運営に関し必要な事項は当該分科会等の分科会長が、これを定める。

2 検討会、分科会等には、その委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成 26 年●月●日から実施する。